

# カリキュラム・オーバーロードを解消していくために

学習指導要領改訂と教育現場 — 教育総研第8回研究交流集会 —

教育総研では第8回研究交流集会を、2024年12月8日に開催しました。カリキュラム・オーバーロードといわれる教育現場の現状について、大森直樹さん(東京学芸大学)が講演した後、菊地栄治さん(早稲田大学・教育総研所長)をコーディネーターとして、現場教職員等とともにパネルディスカッションを行いました。今回は、当日の様子をダイジェストでお届けします(以下敬称略)。

講演：大森直樹

## カリキュラム・オーバーロード 子どもたちへの「過大な負担」

カリキュラム・オーバーロードという言葉について、私は、「国の教育課程基準にもとづき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもに過大な負担がかかっている状態」と説明しています。いろいろな人がこの言葉の意味を説明していてすべて微妙に違っているのですが、そのなかの共通点をみていきたいと思います。

ひとつは「カリキュラム」。これは教育課程と同一としてここでは扱いますが、教育課程の量が多くて子どもへの過大な負担を強いていること。

2つめはそれと関連しますが、2017学習指導要領下の学校をカリキュラム・オーバーロードと判断していること。

3つめは、ある学校の教育課程がどういう条件を満たした時にカリキュラム・オーバーロードと判断されるのか、という基準の説明はまだないこと。

2つめと3つめは矛盾しているようにみえますが、教育現場では長く、ゆとりがないということが実感として共有されてきました。2000年頃からは多忙という言葉で学校が論じられています。そこにきて2017学習指導要領が出されたわけですが、この時に削られた内容というのはありませんでした。内容が全部積み増しなんです。小学校でいえば、2015に道徳の教科化があって、2017に外国語科が入りました。さらに、評価という観点でいうと、すべての教科領域で思考力・判断力・表現力等を重視、ということも入ってきています。授業ですることが積み増しされ、評価も新しいものがやってくる。

誰がどうみても今の学校はカリキュラム・オーバーロードの状態だろうということが、立場を超えて共有されているということなんです。

## 教育課程基準とは？ 教科、時数、内容、評価

日本の教育課程は国が省令と告示で教育課程基準を定め、それらにもとづき学校が定めるという制度下に置かれてきました。その、基準の範囲には4つが含まれています。

1、教科・領域。これは省令(学校教育法施行規則)で、教科・領域の名称を定めます。この中に外国語という文言が入れば、全国で外国語科が行われるということです。

2、標準時数。これも省令で、年間1015時間ですよとなれば、全国がその通りになっていきます。

3、内容規準。告示(指導要領)で別に定められる内容についてです。ここがよく報道されますが、その大元には1の教科・領域や2の標準時数が決められているということです。

4、評価方法。これは国の通知で別に定められます。子どもをどう評価するかということですが、現場では指導要録の参考様式と言った方がピンとくるかもしれません。

この中で、特に2の標準時数については、問題の大きさに比べて、あまり研究がすすんでいない分野です。歴史をおさらいすると、戦前は今のようになん年単位ではなく、週単位、週時数を国定する形でした。

これは戦後、国定、つまり「時数を国が決める」ということそのものが廃止になります。連合国軍の占領下で、時数まで国が決めるのはふさわしくない判断されたんですね。ところが、1958年の省